省　令

○経済産業省国土交通省令第二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正）

第一条　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。」に改める。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において」に改める。

附則第五項中「法」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「旧法」という。）」に改める。

附則第六項中「法」を「旧法」に改める。

第三条　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「同法第二条第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号」に改める。

第四条　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令別表第一規模の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

附則第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「同法第二条第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号」に改める。

附　則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第六十七条の二第一項、第六十七条の五第一項及び第三項並びに第七十条並びに関係法令の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫